

○豊島区生涯学習推進協議会条例

平成 17 年 7 月 19 日

条例第 39 号

(設置)

第 1 条 豊島区における総合的文化行政を推進し、生涯学習社会を形成するため、区長の附属機関として、豊島区生涯学習推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 区長の諮問に応じ、総合的文化行政の推進に関する必要な事項について調査・研究し、答申すること。
- (2) 生涯学習社会の形成に関する必要な事項を区長に建議すること。
- (3) 生涯学習に関する計画の策定に関して、意見を述べること。
- (4) その他生涯学習に関する事項について、区長に対し意見を述べること。

(組織)

第 3 条 協議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者 5 人以内
- (2) 生涯学習関係団体及び文化関係団体の構成員 4 人以内
- (3) 豊島区の区域内に住所又は勤務先を有する者 3 人以内

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委任)

第 5 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(豊島区社会教育委員の設置に関する条例の廃止)

- 2 豊島区社会教育委員の設置に関する条例(昭和 44 年豊島区条例第 14 号)は、廃止する。